

仕 様 書

- 1 件 名 平成 27 年度伝統工芸品普及促進プロジェクト海外展示会出展（「メゾン・エ・オブジェ 2016」、「アンビエンテ 2016」）に係る海外出張に伴う航空券手配等業務委託について
- 2 委託内容 旅券及び宿泊先等の手配
- 3 委託期間 契約締結日の翌日から平成 28 年 2 月 29 日まで
- 4 出張先及び人数 ア フランス（パリ市内）・2 名
イ フランス（パリ市内）・2 名
ウ ドイツ（フランクフルト市内）・3 名
- 5 出張行程 ア 平成 28 年 1 月 17 日(日)から 1 月 29 日(金)まで (パリ)
イ 平成 28 年 1 月 20 日(水)から 1 月 28 日(木)まで (パリ)
ウ 平成 28 年 2 月 9 日(火)から 2 月 19 日(金)まで (フランクフルト)
- 6 展示会場 《メゾン・エ・オブジェ》 パリ
・Parc des expositions de Paris Nord Villepinte
パーク・デゼクスポジション・ドゥ・パリ・ノード・ヴィルパント
《アンビエンテ》 フランクフルト
・Messe Frankfurt Ludwig-Erhard-Anlage 1 60327 Frankfurt am Main フ
ランクフルト国際見本市会場

7 見積算出方法

下記内訳ごとの見積及び総合計金額を提示すること。

1	渡航費 *1	ア：2 名分
		イ：2 名分
		ウ：3 名分
2	宿泊費 *2	ア：2 名分×11 泊分(パリ)
		イ：2 名分×7 泊分(パリ)
		ウ：3 名分×9 泊分(フランクフルト)

*1 航空券・施設使用料・空港税・燃油サーチャージ・航空保険料等を提示すること。
換算レートは出国時を想定し算出する。

*2 ホテルは展示会場の最寄駅からおおむねタクシー移動で1時間以内（安全治安を考慮しパリについては19区エリア以外で設定）とし、地の利及び治安のよい安全な環境を考慮する

8 支払方法 期間終了後、契約相手方の請求により30日以内に指定口座へ振り込む。

9 その他

(1) 別紙スケジュールに従って手配を行うこと。

(2) パリ便については、日本(羽田)を午前発便、帰国については出国地を夜発便とすること。
フランクフルト便については、日本(羽田)を午前発便、帰国については出国地を夜発便とすること。

(3) 航空券の座席クラスはパリ、フランクフルトともにプレミアムエコノミーとすること。

(4) 宿泊場所の要件は下記の通りとする。

① パリのホテルは19区以外とし「Mercure Paris Opera Grands Bou」同等クラス以上の地の利及び治安のよい安全な環境を考慮すること。

② パリのホテルについては日本円上限19,300円以内であること。

③ フランクフルトのホテルは「LEONARD ROYAL FRANKFURT」同等クラス以上の地の利及び治安のよい安全な環境を考慮すること

④ フランクフルトのホテルについては日本円上限33,000円以内であること。

⑤ 両滞在地でのビジネス活動における市内移動等の利便性が考慮されていること。

⑥ 1名1部屋朝食付き、Wi-Fi環境があること。

(5) 航空券と空港使用税が別扱いの場合は、現地滞在期間中に現地係員等により対応可能なこと。

(6) 本仕様書に基づく委託業務契約先に決定した場合、公社事務局と同様の宿泊先を設定したパッケージツアーのサービス提供等を含め、本展示会出展企業向けの渡航手配窓口として対応可能なこと。

(7) その他、本仕様書の定めに無い事項については、下記担当者との協議の上、その指示に従うこと。

10 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

A 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

B 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

11 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

12 担 当

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課
伝統工芸品普及促進事業プロジェクト 山田、張
TEL 03(3251)7881

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。